

長浜市告示第23号

長浜市パパママ・リフレッシュ託児事業実施要綱（平成26年長浜市告示第240号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月28日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「ことを目的とする」を「ため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業として市が実施する長浜市パパママ・リフレッシュ託児事業（以下「リフレッシュ事業」という。）について必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条中「長浜市パパママ・リフレッシュ託児事業（以下「リフレッシュ事業」という。）」を「リフレッシュ事業」に改める。

第7条第1項中「250円」を「300円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。